

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成何年度」を「何年度」に改める。

第三十二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第五十四条第一項中「規定により規則で定める入場料の」を「規則で定める」に改め、同項の表特別入場料の項を次のように改める。

特別入場料	大宮競輪場	
	特別観覧席	一、〇〇〇円
西武園競輪場	ロイヤル席	三、〇〇〇円
	特別観覧席	一、〇〇〇円

第五十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本場以外の競輪場として車券の発売等を行う場合の条例第四条の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

特別入場料	大宮競輪場	
	特別観覧席	三〇〇円
西武園競輪場	特別観覧席	三〇〇円

第五十八条第二項及び第六十一条第二項中「第五十四条第二項ただし書」を「第五十四条第三項ただし書」に改める。

附則

この規則中第二条及び第三十二条第一項の改正規定は令和二年一月一日から、第五十四条、第五十八条第二項及び第六十一条第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。